

神奈川県水防計画(案)の主な変更概要

1. 重要水防区域の変更 (41～141頁)

表 1 重要水防区域及び箇所の見直し

	重要水防区域(河川)		重要水防区域(海岸)	
	箇所	延長	箇所	延長
令和2年度	1,011箇所	273,489.4m	66箇所	5,423m
令和3年度	967箇所	272,718.6m	66箇所	5,423m
増減	44箇所の減	770.8mの減	なし	なし
変更要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工に伴う解消 ・ 国直轄区間の重要水防箇所の変更 			

重要水防区域：河川や海岸について、特に水防上重要な箇所を河川管理者や海岸管理者が定める。

- ※ 河川は、「堤防高」「堤防断面」「堤防強度」「漏水」「水衝・洗掘」「工事施工」「工作物」「新堤防・破堤跡・旧川跡」「陸閘」の9種別に、海岸は、「堤防高」「堤防強度」「越波」「工事施工」「工作物」の5種別に分類し、評定基準に基づき、「A」「B」「要注意区間」等の階級を重要度に応じ定める。

2. 水位周知下水道の指定に伴う変更

○ 概要

近年、全国的に、洪水のほか、雨水出水・高潮により浸水被害が発生していることを踏まえ、平成27年5月に水防法が改正され、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道の排水施設（水位周知下水道）について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者及び量水標管理者等に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街等が発達している区域に周知することとした。（法第13条の2）

このことから、川崎市は、不特定かつ多数の者が利用する地下街及びその接続ビルを有する川崎駅東口周辺地区の公共下水道の排水施設を水位周知下水道とし、雨水出水特別警戒水位を定め、当該水位到達時には、地下街管理者が地下街利用者の避難確保及び水防活動に資する情報として、雨水出水特別警戒水位を発表することとし、本計画を変更するものとする。

○ 追加要素

- ①水位周知下水道に関する記述を追加（2～4頁ほか）
- ②水位周知下水道における水位到達情報に関する記述の追加（29頁）
- ③水位情報の通知及び周知を行う下水道一覧表の追加（200項）
- ③雨水出水特別警戒水位到達情報の発表様式を追加（226項）
- ⑤雨水出水特別警戒水位到達情報の連絡系統図を追加（227項）

3. 水位周知河川に関する変更

○ 水位周知河川の追加

- 道志川（相模原市）及び、小松川（相模原市）を追加。
基準水位観測所及び基準水位は以下のとおり。

(194頁)

河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水 位	氾濫注 意 水位	避難判 断 水位	氾濫危険 水位
道志川	三ヶ木	1.20m	1.70m	2.00m	2.40m
小松川	新町屋橋	0.50m	1.00m	1.40m	1.80m

○ 基準水位観測所の変更

- 有馬川（川崎市）について、五月橋水位観測所を廃止し、東野川水位観測所を設置したため、基準水位観測所の変更。（水位周知区間は、川崎市高津区東野川1丁目から矢上川合流点までとし変更なし）

(192頁)

河川名	基準水 位 観測所	水防団 待機水 位	氾濫注 意 水位	避難判 断 水位	氾濫危険 水位
有馬川	五月橋	1.00m	2.00m	2.45m	3.25m
	東野川	1.40	2.40m	2.40m	3.90m

【見直しの経緯】

- 道志川の三ヶ木水位観測所は、平成24年に設置し、小松川の新町屋橋水位観測所は、平成27年に設置している。この2箇所の基準水位観測所は、水防警報等の基準となる水位（氾濫危険水位等）の検討に必要な水位データの蓄積を終えたことから、新たに基準水位を設定し、水位周知河川とする。
- 有馬川の五月橋水位観測所は、有馬川が1級河川に指定される以前に、当該河川を管理していた川崎市が設置した水位観測所であり、水防警報発表を行う基準水位観測所である。しかしながら、昭和55年に設置され、設置から40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、更新が必要である他、矢上川地下調節池建設に伴い、将来的には上流部への移設も必要となる。（五月橋の上流部に流入施設ができ、流入時に水位低下するため）このため、当該河川を管理する県で東野川観測所の設置を行い、令和3年度から基準水位観測所としての運用を開始し、五月橋観測所を廃止とする。

4. 水位計・河川監視カメラの新設

- 県が設置した各観測機器
 - 水位計：1箇所 有馬川（五月橋→東野川）（169頁、174頁）
 - カメラ：3箇所 有馬川（東野川付近）
 - 中堀川（愛宕白根橋付近）
 - 小松川（新町屋場橋付近）（177頁、178頁）

5. 県の水防配備基準の変更

- 第2非常配備体制については、被害が県下全域に及びはじめた際に、水防本部、支部ともに全員の体制としているが、そういった状況においては、解除となるまで事態が長びき、業務の継続が困難となることとなることが想定される。
このため、自宅等で待機する要員が交代して業務を行えるよう「1. 指揮監及び支部長は、業務継続等のため、一部の配備要員を自宅等で待機とすることができる」と一文を追記する。（201頁）
- 水防計画書には、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の県土整備局の組織として活動するとしているが、令和2年7月21日県土整備局総務室長通知「県土整備局における風水害等時の緊急参集の在り方の見直しについて」により、事前に水防配備している場合においては、新たに災害対策本部の緊急参集は行わないこととしている。このため、注 3. 地震時等は災害対策本部県土整備部編成計画に基づき配備につくこととする。「※風水害時の緊急参集については、参-43~46を参照のこと」と一文を追記し、県土整備局総務室長通知を添付することとする。（201頁、参-43~46）

6. その他の変更

- 三保ダム放流警報要領 異常洪水時防災操作に関する記述を追加（資-20~24頁）
- 三保ダム放流時連絡書（緊急放流時防災操作）および放流時の通知の追加（資-27~43頁）
- 城山ダム放流要領 異常洪水時防災操作に関する記述の追加（資-59~62項）
- 城山ダム放流時連絡書（緊急放流時防災操作）および放流時の通知の追加（資-63~68項）（資-77~87頁）
- 水害に関する注意報、警報の種類及び発表基準の見直し（資-173~178頁）
- 危機管理型水位計設置箇所追加（参32~34）
- 簡易型河川監視カメラ画像公開箇所一覧表追加（参-35）
- その他、時点修正など